公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次の通り提案書の提出を求めます。
なお、本件に係る契約の締結は、世田谷区の令和９年度予算が成立し、本件に係る予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和８年１１月２７日

世田谷区

１　事業概要

（１）件名

世田谷区立喜多見農業公園等管理運営業務委託

（２）事業目的

本件事業は、平成２８年度に開園した喜多見農業公園及び将来的に拡張する予定の喜多見農業公園拡張用（暫定）用地（以下、「喜多見農業公園等」という。）において、区民が農業体験を通して世田谷区の農業の文化や歴史を学び、農業・農地が持つ多面的機能の有用性や重要性の理解を促進することで、区内農業の振興を図ることを目的として、喜多見農業公園等の管理運営を行うものである。

（３）業務内容

喜多見農業公園等の維持管理業務及び地域住民を含めた区民を対象とする農業体験イベント等の企画・運営業務を行う。業務にあたっては、「喜多見農業公園運営連絡会」（喜多見農業公園等の開園後の平成２８年４月に地域住民の意見集約を目的として立ち上げた連絡会。以下、「連絡会」という。）の意見を、管理・運営に反映させること。

①公園施設維持管理業務

・日常管理作業

鍵の開閉、園内の巡回点検、公園内の簡易清掃・灌水等

・定期管理作業

園内施設の定期清掃及び設備点検、体験学習施設・農機具倉庫内・トイレ・空調機の清掃、除草及び樹木の手入れ・刈込・剪定作業、園内のごみ処理

②圃場管理業務

農産物の栽培・管理、肥料及び薬剤、作業日誌の作成、拡張用（暫定）用地の活用等

③連絡会運営

連絡会の開催、連絡会及び各関係機関との連絡・調整等

④地域住民との関わりになる管理運営

保育園やイベント参加者等の活動支援

⑤農業体験イベントの企画・運営

・農業体験イベント

喜多見地区の『農』の良さを、広く地域内外に知ってもらうための単発型イベント（植え付け、栽培管理、収穫体験等）を実施すること。２０～８０人

程度の来場数の１～２時間程度のイベントを年５回以上実施。講師は、可能な限り地域の農家・農業者等とすること。

・募集に関する事務

ホームページ又は募集用チラシの配布等による募集、抽選、利用説明等

⑥公園の広報及び要望対応

ホームページやパンフレット等による公園利用のＰＲ、要望・苦情への対応等

⑦農業公園の魅力アップに関する業務

公園利用者の増加につながる魅力づくりの提案及び実施（伝統野菜の試験栽培、子ども食堂との連携、堆肥づくり、みどりのトンネル、トラクター等の展示イベント、土のふれあいエリア、その他受託者の提案によるもの）

⑧農業公園維持管理用物品の管理補充及び小破修繕

（４）履行期間（予定）

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

※契約は単年度ごとに締結し、各年度において本契約に係る予算の配当があること及び履行実績が良好であることを契約締結の条件とする。

２．審査委員会

委託先の候補者を選定するため、世田谷区公園計画・設計及び管理等に関するプロポーザル方式業者審査会設置要綱により審査委員会を設置する。

３　参加資格

提案書提出時において、次の要件を全て満たす法人であること。

（１）　世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること、又は登録されることに特段の支障がない法人であること。後者の場合は、次に掲げる書類を参加表明書に添えて提出した上で、区から本件の参加資格があることを認められた者であること。

①「登記事項証明書」１部

②「法人に関する書類（定款等）」１部

③「会計に関する書類（直近の収支計算書等）」１部

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。

（３）世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（４）応募者又はその役員が、世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成２４ 年１２ 月１０ 日条例第５５ 号）第２条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団関係者及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

（５）東京都又は都内近郊（神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県）に本店若しくは営業所等を有する者。

（６）都道府県民税・区市町村民税に滞納がないこと。

（７）提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

（８）「喜多見農業公園管理運営業務委託審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

「喜多見農業公園管理運営業務委託審査委員会」の構成員

所属	審査委員
みどり３３推進担当部長	北川 健介
みどり３３推進担当部みどり政策課長	笠原 聡
みどり３３推進担当部公園緑地課課長	中杉 広志
みどり３３推進担当部公園整備利活用推進課長	津田 智匡
みどり３３推進担当部公園緑地課砧公園管理事務所長	臼井 和彦

４　提案書の提出者を選択するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみ行う。

５　提案書を特定するための評価基準

（１）実施体制
（２）業務内容に対する理解度
（３）業務内容に対する企画提案
（４）類似施設の管理運営実績
（５）見積内容の妥当性

６　手続等

（１）担当部課

世田谷区みどり３３推進担当部公園整備利活用推進課　　担当：今村、枌

＜庁舎移転前（１２月２０日まで）＞

住所 〒１５８－００９４
世田谷区二子玉川分庁舎２階Ｂ棟２階（世田谷区玉川－２０－１）
TEL ０３－６４３２－７９１１　FAX ０３－６４３２－７９８９
（受付時間：土・日曜、祝日を除く午前９時から午後５時まで）

＜庁舎移転後（１２月２１日から）＞

住所 〒１５４－８５０４
世田谷区 本庁舎 東棟５階（世田谷４－２１－２７）
TEL：０３―５４３２―３５９２　FAX：０３―５４３２－３１１７
（受付時間：土・日曜、祝日を除く午前９時から午後５時まで）

（２）説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間

令和８年１１月２７日（金）～１２月１１日（金）まで

②交付方法及び場所

・世田谷区ホームページよりダウンロード

トップページ　→　目次から探す　→　区政情報　→　契約・入札情報

→ 発注情報 → 現在実施中のプロポーザル情報
→ 住まい・街づくり・環境

・上記（１）窓口

（３）参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

①提出期限

令和８年１２月１１日（金）午後３時まで

②提出場所

・郵送の場合の提出先

世田谷区みどり３３推進担当部公園整備利活用推進課　　担当：今村、枌

＜庁舎移転前（１２月２０日まで）＞

〒158－0094　世田谷区玉川１－２０－１

※郵送の未着事故については、区はその責を負わない。

・持参の場合の提出先

世田谷区みどり３３推進担当部公園整備利活用推進課　　担当：今村、枌

＜庁舎移転前（１２月２０日まで）＞

〒158-0094　世田谷区二子玉川分庁舎Ｂ棟２階(世田谷区玉川１－２０－１)

（受付時間：土・日曜、祝日を除く午前９時から午後５時まで）

③提出方法

持参又は郵送

（４）提案書の提出期限、提出場所及び方法

①提出期限

令和９年１月２１日（木）午後３時まで

②提出場所

世田谷区みどり３３推進担当部公園整備利活用推進課　　担当：今村、枌

＜庁舎移転前（１２月２０日まで）＞

住所 〒１５８－００９４

世田谷区二子玉川分庁舎２階Ｂ棟２階（世田谷区玉川１－２０－１）

TEL ０３－６４３２－７９１１　FAX ０３－６４３２－７９８９

＜庁舎移転後（１２月２１日から）＞

住所〒１５４－８５０４

世田谷区 本庁舎 東棟５階（世田谷４－２１－２７）

TEL ０３－５４３２－３５９２　FAX ０３－５４３２－３１１７

（受付時間：土・日曜、祝日を除く午前９時から午後５時まで）

③提出方法

持参に限る

７　その他

（１）提案書等作成に要する費用は参加者の負担とする。

（２）手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨に限る。

（３）契約保証金　　免除
（４）契約書作成の要否　　要
（５）当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無　　無
（６）提案書の提出後に上記２の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
（７）関連情報を入手するための照会窓口　上記６（１）と同じ
（８）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
（９）提出された参加表明書及び提案書は返還しない。
（10）提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。
（11）参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。
（12）契約金額は、予算の範囲内とする。
（13）契約の締結に関しては、選定された受託者候補者と区とが協議し、委託業務にかかる仕様を確定させたうえで契約を締結する。また、仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、受託者と区との協議により最終決定する。
（14）詳細は説明書による。公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ